

令和5年2月13日開催 第6回医療・介護・感染症 WG に関する  
委員・専門委員からの追加質疑・意見

令和5年3月6日  
事務局

議題 1：医師の偏在等を踏まえた医師と看護師のタスクシェアの在り方について  
(ヒアリング)

No	質疑・意見	厚生労働省 回答
1	<p>今回の WG において、医療関係職の「連携」について、患者団体から、「謳われているが実体化されていないのが現状」「職種間のにじみだしを考えなければならない」「過去 10 年でタスクシェアが進んだとの実感はない」との指摘があった。厚労省として、医師、看護師、薬剤師の地域医療における連携の実情について、全国いずれの地域においても、現時点において、必要な連携が確保されていると評価しているのか。患者や地方自治体の受け止めを含めたエビデンスとともに見解をお示しいただきたい。</p> <p>また、仮に必要な連携が確保されていないと評価する場合には、どのようなスケジュール及び方策によって必要な連携を確保する予定か、御回答いただきたい。</p>	<p>今回の WG におけるご提案にあった在宅医療の現場での医療のチーム連携において、具体的にどういった問題が課題となっているか、当省としても把握したいと考えている。</p> <p>したがって、今後、関係団体のご協力をいただきつつ、在宅医療現場等の実態について、調査を行ってまいりたい。</p>
2	<p>必要に応じた追加的研修などによる「職種間のにじみだし」提案の方向性について、(必要な場合には法令の改正を行うことを前提として)どのように考えるか。</p>	
3	<p>特に、在宅の現場においては、(一定の専門能力を確保したうえで) その場にいる医療従事者が実施可能な行為を拡大することにより「選択肢を増やす」「一定の範囲内での検査、処置、投薬など臨機の対応を可能とする」ことが必要であるとの意見について、その方向性を否定する理由はないと考えるが、見解をお示しいただきたい。</p>	
4	<p>厚労省として、医師と看護師の地域医療</p>	

	<p>における連携の実情について、全国いずれの地域においても、連携が確保されている、あるいは確保することは現在の医療資源の配置の中で可能と評価しているのか。No1 に記載の患者団体からの指摘を踏まえ、患者や地方自治体の受け止めを含めたエビデンスとともに見解をお示しいただきたい。</p>	
5	<p>訪問看護ステーションに配置可能な薬剤の対象拡充に関する規制改革提案に関して、今回の WG において、患者団体から「緊急時には、薬剤師も来てくれないし、医師も来てくれないのが現状」との見解が示された。一方、昨年 11 月 7 日の WG において、厚労省からは「医療関係職種が適切な連携体制を整備することが重要」との回答があった。当該厚労省回答について、今回の患者団体意見を踏まえ、全国いずれの地域においても、必要な連携が確保されていると評価しているのか、患者の受け止めを含めたエビデンスとともにお示しいただきたい。また、確保されていないと考える場合には、具体的にどのような「適切な連携体制の整備」を予定しているのか。お示しいただきたい。</p>	